



# 山形県公報

平成25年10月15日（火）  
第2487号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…1113
- 県営土地改良事業計画の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同

## 告示

### 山形県告示第925号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成25年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称          | 所 在 地       | 認 定 期 間                       |
|--------------|-------------|-------------------------------|
| 産婦人科・小児科三井病院 | 鶴岡市美咲町28番1号 | 平成25年11月1日から<br>平成28年10月31日まで |

### 山形県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鎌田地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型）））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営鎌田地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型）））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 縦覧に供する期間  
平成25年10月17日から同年11月15日まで
- その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営京田栄南部地区土地改良事業（農業基盤整備促進事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営京田栄南部地区土地改良事業（農業基盤整備促進事業）計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成25年10月17日から同年11月15日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。